

地域活力創出事業補助金 申込みの手引き

[令和4年4月]

1 地域活力創出事業補助金とは

中山間・周辺地域等を対象に、地域の伝統文化や産品等の地域資源を活用した、「地域の稼ぐ力の向上」や「地域活力の創出」に資する活動を支援するための制度です。

2 対象地域

対象地域は別図のとおりです。対象地域の活動であれば、内容により対象地域外で活動することも可能です。

3 申請主体の要件

申請できるのは、「構成員が2人以上の団体」で、①～③のいずれか、及び④～⑩の全ての条件を満たすことが要件です。

- ① 構成員が「地域活性化ビジネス創出支援事業」の講演会等に参加すること。
- ② 「地域の未来づくり推進事業」の申請を検討していること。
- ③ 既に地域活力の創出に資する活動を行っていること。
- ④ 構成員は、岡山市内に居住していること。
- ⑤ 団体の規約、会則等を有すること。
- ⑥ 団体を代表する者が、市税を完納していること。
- ⑦ 補助金の交付の対象となる事業を着実に実施できる組織体制があること。
- ⑧ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑨ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

※ひとつの団体について、補助を受けることができる事業は1件までとします。

※事業の内容によっては、活動地域の住民との協議等を求める場合があります。

※団体の会則や規約については、最低限定めていただく事項がありますので、事前にご相談ください。

4 補助対象とする事業

補助対象とする事業は、次の①～②の事業とします。この制度は、事業を試行的に行う場合や、始める・拡大するに当たっての費用を補助し、その事業が補助対象期間終了後も持続可能な取組となることをめざすものです。事業計画作成の際には、どのように事業を継続させていくのかという視点についても、明確に記述してください。

- ①地域内の伝統文化や産品等を活かしたコミュニティビジネスの創出を目指す事業
地域産品を活用した定期的な朝市やコミュニティカフェなどの事業の試行的な実施
- ②既存事業のブラッシュアップを行う事業
既に立ち上げた古民家レストランなどで、地域産品を活用した新商品の開発や農産物の販売開始など、新しい事業や取組の拡大実施
- この補助金を活用した事業の実績を踏まえて「地域の未来づくり推進事業補助金」に申請することも可能です。この場合、本補助事業を行った実績や、さらに補助を受けることの必要性などを明確にして、事業計画を作成してください。

5 補助対象とならない事業

- ① イベントなど催事を主目的とする事業
- ② 事業の主要な部分を他に委託する事業
(高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。)
- ③ 他の補助制度の対象となっている事業
- ④ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ⑤ 公序良俗に反する恐れがあると認められる事業
- ⑥ 個人への金銭的給付を行う事業
- ⑦ その他、市長が適当でないと認める事業

6 補助対象期間（補助対象となる事業実施期間）

補助対象期間は、補助金の交付決定を受けた日から事業完了日（最長で当年度の3月末日（ただし、末日が週休日の場合は、週休日の前日まで））までです。交付決定前に発注や支払い等が行われている経費は、補助の対象にはなりません。

7 補助金の限度額・補助率等

補助金額は、補助対象経費に次の補助率を乗じ、1,000円未満を切捨てた額です。
限度額 45万円 補助率 10/10

8 補助対象経費

- (1) 補助対象経費
事業に直接必要な、次に掲げる経費とします。
商品、意匠又はサービスの企画、研究開発、広報及び宣伝に係る経費
例：朝市実施のための機材リース料、広告の印刷費、試作品開発の材料となる消耗品、ホームページ作成の委託料等
- (2) 補助対象にならない経費
事業に要する経費であっても補助対象にならない場合があります。
 - ① 飲食に要する経費

- ② 出資、出損及び貸付に要する経費
- ③ 土地及び建物の取得及び補償に要する経費
- ④ 建築物、工作物等の建築、増築、修繕、改良等に係る費用
- ⑤ 3万円以上の備品、機械、器具等購入及びそれらの修繕等に係る費用
- ⑥ 事業の実施そのものを業務とするものに対する委託料
- ⑦ 交際費
- ⑧ 既存の施設又は備品の維持管理に係る経費
- ⑨ 賞金
- ⑩ 人件費
- ⑪ その他、市長が適当でないと認める経費

※注意点

- 補助対象事業は、原則として補助対象期間終了後も継続して取り組むこととしていきます。継続的な運営につながる予算計画をご検討ください。また、団体で知恵と力を出し合う工夫をしてください。（例：購入せず手作りはできないか、有料リースではなく、地域に無料で使える道具はないか。）
- 予算書の作成については、その内容、使途、数量、単価などがわかる明細を別途作成してください。
- 補助対象経費であっても、ポイント使用による支払いなど換金性のある支払い方法については対象外となります。

9 その他注意事項

関係法令に適合していない計画や事業の実現可能性が不透明な計画は受付できません。申請前に関係機関への確認や実現可能性のある計画作成等を行ってください。

10 審査方法

申請された計画については書類審査を行います。審査は主に次の視点により行います。

- 事業目的が適切か。
- 地域の課題解決に結びつくものか。
- 具体的かつ実現性の高いものか。
- 人員体制や収支計画等から事業の実施が可能か。
- 事業経費に見合う十分な効果が期待できるか。
- 事業目的を達成することが期待できるものか。
- 十分に実施できる体制を整えることができるか。
- 継続的な事業実施が可能か。
- 総合的に判断し、計画どおり確実に事業を遂行することが期待できるか。

11 補助金の交付決定

申請された計画は、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請団体に通知します。

12 事業の実施

事業の実施にあたり、関係機関への届出や許認可等が必要となる場合は、申請団体の責任のもとに必要な届出や申請などを行ってください。

13 計画の変更

活動内容や金額の変更等がある場合は変更申請が必要です。活動の主な部分を変更する場合には、審査が必要な場合もあります。必ず事前に担当課へ相談をしてください。

14 補助金交付手続きと時期

補助金の交付の時期は事業が完了し、補助金額が確定した後となります。

ただし、補助金の概算払い（完了前交付）を希望する場合は、申請により、補助金額の4/5以下の金額を事前に交付することができます。（事業完了後の精算が必要です。）

15 中間報告・取材

事業実施の中間報告について、中間報告の回数・時期・ヒアリングの方法は内容に応じて決定します。また、事業内容を取材し、広報させていただくことがあります。

16 活動報告・実績報告

- 事業完了後速やかに「完了実績報告書」に必要書類（活動状況写真や支払いの領収書等）を添付し、提出してください。
- 補助対象期間は3月末日までですが、2月末日までに一旦書類をとりまとめて経過を報告してください。（3月中に活動等がある場合は、その旨をご相談ください。）

17 情報公開

- 提出していただいた書類は公文書となりますので、岡山市情報公開制度の対象となります。
- 決定した事業は、その概要を岡山市公式ホームページなどで公開します。また報道機関などに資料提供を行います。
- 事業実施団体は自主的に事業の企画・検討・実施・決算に至る過程において、事業の状況や資金の使途などについて、ホームページなどさまざまな手法により、積極的な情報公開に努めてください。

18 事業報告について

事業実施中や完了後、事業報告会や研修会等の公開の場で報告をしていただく場合があります。

19 募集期間

募集期間 令和4年5月23日（月）～令和4年9月30日（金）

審査 各月10日までに受付した申請書を月末までに審査

※令和4年9月12日（月）～9月30日（金）までに受付した申請書は、
随時審査します。

20 申請書類について

申請される場合は、必ず事前にご相談ください。

事業内容などについての相談にも応じますので、ご希望の場合は事前に予約のうえ、事業政策課にお越しください。

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。（申込みの様式は、岡山市公式ホームページからダウンロードが可能です。）

- ①地域活力創出事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体構成員名簿（様式第4号）
- ⑤法人格なし：規約・会則等 法人格あり：団体の定款
- ⑥法人格なし：代表者の滞納無証明（原本）
法人格あり：団体の滞納無証明（原本）
- ⑦法人格あり：団体の履歴事項全部証明書（原本）
- ⑧その他、追加で書類をお願いする場合があります。

21 最後に

この申込みの手引きは、申込みに当たって必要となる事項のみを簡潔にまとめたものですので、本手引きとともに、「岡山市地域活力創出事業補助金交付要綱」、「岡山市補助金等交付規則」を確認したうえで、申請書類を作成してください。また、わからないことがありましたら、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

〈問い合わせ先・申請書の提出先〉

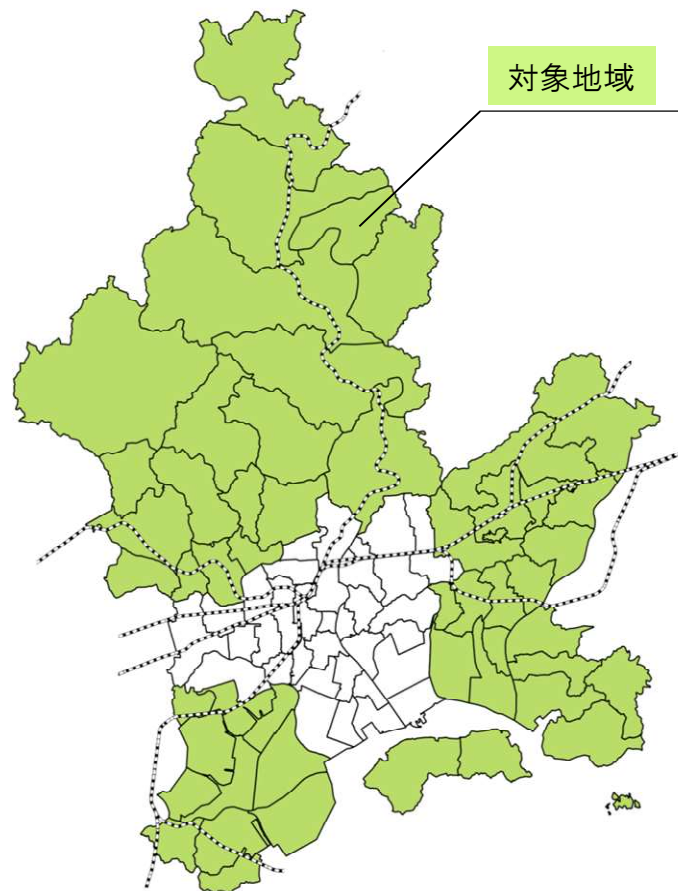
政策局政策部事業政策課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086-803-1042 FAX 086-803-1846

MAIL jigyouseisaku@city.okayama.lg.jp

【別図】



■対象地域の小学校又は義務教育学校区

【北区】 足守、加茂、蛭明、五城、庄内、竹枝、建部、中山、平津、福渡、野谷、牧石、馬屋上、馬屋下、御津、御津南、桃丘、横井、鯉山

【東区】 浮田、雄神、開成、可知、芥子山、江西、古都、西大寺、西大寺南、山南学園、城東台、千種、角山、豊、平島、政田、御休

【南区】 甲浦、興除、小串、妹尾、曾根、第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎(迫川含む)、七区、東疇、彦崎、箕島

【参考】

「地域活力創出事業補助金」申請後の流れ

